

第1条(規約の適用)

この特約は、ビッグロース株式会社(以下「当社」といいます。)が当社所定の方法によりBIGLOBE 会員(第4項①所定の規約に従い会員となられた個人をいいます。以下同じとします。)または BIGLOBE 法人会員(第4項②または③所定の規約に従い会員となられた法人等をいいます。以下同じとします。)に対して、「BIGLOBE WiMAX 2+」サービス(以下「対象サービス」といいます。)をご利用いただくことを目的として行う「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末およびそのオプション商品(以下「本商品等」といいます。)の販売に関する条件を定めることを目的とします。

- 2 当社がウェブサイト等(以下「本サイト等」といいます。)において別途提示する諸規定は、それぞれこの特約の一部を構成します。
- 3 お客様には、この特約に同意のうえ、本商品等を購入していただきます。当社は、お客様が本商品等の購入をされたことをもって、この特約に同意いただいたものとみなします。
- 4 本商品等の購入に係わる条件の詳細については、この特約に定めるものを除き当社が別途定める①「BIGLOBE 会員規約」、②「BIGLOBE 法人会員規約(オフィスサービス)」または③「BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)」(総称して以下「会員規約」といいます。)および BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX 2+」特約(以下「対象サービス特約」といいます。)の規定が適用されます。この特約と会員規約または対象サービス特約の規定とが抵触するときは、本商品等の購入に関する限り、この特約を優先します。

第2条(本商品等の提供地域)

当社は、日本国内においてのみ本商品等を提供するものであり、理由の如何を問わず、日本国外では提供しません。

第3条(本商品等の購入申込資格等)

本商品等の購入の申し込みは、本商品等の購入の申し込みと同時に、対象サービス特約に従い対象サービスの利用を申し込むお客様に限り、行うことができます。

第4条(規約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって本サイト等にその内容を表示することにより、この特約を変更することができます。

第5条(本商品等の購入)

お客様は、本商品等の購入を希望する場合、当社指定の方法に従って当社所定の事項を申告し、本商品等の購入申し込みを行う必要があります。

- 2 お客様と当社との間の本商品等に関する売買契約(以下「本契約」といいます。)は、前項に基づく購入申し込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立します。かかる承諾は、当社所定の方法で通知することにより行われます。
- 3 本サイト等において1人あたりの購入数量を限定している場合、お客様は、その数量の範囲内で本商品等の購入申し込みを行う必要があります。
- 4 本商品等の購入申し込みを行うお客様(以下「申込者」といいます。)は、BIGLOBE 会員または BIGLOBE 法人会員になっていて、かつ、会員規約に基づき料金等の支払方法が既に確定している場合を除き(この場合、その支払方法が、本商品等の代金の支払方法となります。)、かかる申し込みと同時にまたはかかる申し込みが当社により承諾された後速やかに、本商品等の代金の支払方法を当社に申告しなければなりません。なお、かかる申告は、申込者が同時に申し込みを行う対象サービスの利用に係る料金の支払方法の申告と同時に行う必要があります。また、申告する本商品等の代金の支払方法と対象サービスの利用に係る料金の支払方法は同一でなければなりません。

第6条(本商品等の購入申し込み等)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が前条第1項の申し込みにおいて当社に対して虚偽の事実を申告した場合
- (2) 申込者が本商品等の販売代金、その他本契約に基づく債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人および民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補

- 助人のいずれかであり、申し込みの際に、法定代理人、後見人、被補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合
- 2 申込者が本商品等の購入の申し込みと同時に第3条所定の対象サービスの利用の申し込みを当社が承諾しないときは、当社は、本商品等の購入の申し込みについても承諾をしません。
 - 3 当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

第7条(契約内容の変更)

契約者(当社との間で本契約が成立した申込者のことをいい、以下同様とします。)は、第5条第1項に基づく申込時に当社に申告した事項の内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知しなければなりません。(ただし、かかる事項のうち本商品等の代金の支払方法の変更については、当社所定の制限があります。)契約者はその通知を怠ったことにより何らかの不利益を被ったとしても、当社は、一切の責任を負いません。

第8条(本商品等の代金等)

本商品等の代金は、本サイト等において商品毎に表示された価格のとおりとします。

- 2 本商品等の配送に要する送料は、本サイト等に送料無料と明記してある商品を除き、お客様の負担とします。
- 3 契約者は、前項の他に、本サイト等に明記してある付帯費用を負担しなければなりません。

第9条(支払方法)

契約者は、当社所定の基準に従い確定した支払方法に従い、本商品等の代金を支払わなければなりません。

第10条(本商品等の引渡し)

当社は、本商品等の配送方法として当社所定の配送業者による宅配便等を利用します。

- 2 本商品等の配送先は、日本国内に限られます。
- 3 当社は、本契約が成立し、かつ、本商品等の代金の支払方法が当社所定の基準に従い確定した後、概ね1週間以内に、契約者が当社に通知した住所へ本商品等の配送を行います。かかる配送の完了をもって、当社の売主としての引渡債務は履行されたものとして扱います。
- 4 前項の場合において、本商品の配送に、前項に定める確定後、概ね2週間以上要する場合には、当社は、当社所定の方法により契約者に通知します。
- 5 本条第3項の規定にかかわらず、本商品等の所有権は、前条に基づき契約者による本商品等の代金の支払が完了したことをもって、契約者に移転します。契約者は、かかる所有権の移転があるまで、本商品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければなりません。

第11条(商品の返品等)

本商品等の返品は、配送中の破損および汚損、当社の責に帰すべき事由による本商品等の手配間違い、その他当社が別途認める場合に限り、行うことができます。なお、この場合、契約者は、自らが本商品等を受領した日から起算して14日以内にその本商品等を返品する旨の通知を当社に行った場合に限り、その本商品等を交換することができます。

- 2 前項に基づき契約者が本商品等の返品を行う場合には、当社が別途定める方法に従わなければなりません。
- 3 本条に基づく本商品等の返品に要する送料は、当社が負担します。
- 4 第1項に定める以外の本商品等の保証については、本商品等に添付される保証書やその他の書面等に記載された条件に従い、本商品等の製造元または KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社(併せて以下「機器保証履行者」といいます。)により行われることがあります。

第12条(本契約の解除)

当社は、次の各号の場合、契約者に対し通知することにより(ただし、第4号に定める場合を除きます。)、本契約を解除できます。この場合において、契約者に帰責事由がある場合、当社は契約者に対し、さらに当社の被った損害の賠償を請求できます。

- (1) 契約者がこの特約に違反した場合
- (2) 本商品等の代金の支払について、契約者が支払手段毎に定められた支払期限を過ぎてもなお支払を行わない場合
- (3) 当社に通知した住所に本商品等を配送したにもかかわらず、契約者の不在等により本商品等の引渡しができず、かつ、

かかる配送の時から1週間経過してもなおその契約者から何らの連絡もない場合

- (4) 対象サービスの料金および本商品等の代金の支払方法が当社所定の基準に従い当社所定の期限内に確定しなかった(契約者が第5条第4項に定める申告を怠ったために確定しなかった場合を含みます。)ために当社が会員規約の対象となるサービスの利用停止を行ったときにおいて、かかる利用停止の事由が事後解消されなかったことを理由として当社が対象サービスの利用に係る契約を解除した場合。(この場合、本契約は、かかる契約の解除と同時に解除されます。)
- 2 契約者は、次の各号の何れかに定める場合は、当社所定の方法により当社に通知することにより(ただし、その各号に定める事由が発生した日から14日以内に通知する必要があります。)、本契約を解除できます。
 - (1) 契約者が第11条第1項により本商品等の返品を行うことができる場合において、同項に従い通知を行ったが、当社が本商品等の交換に応じることができなかつたとき
 - (2) 契約者が、「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末のオプション商品の購入の申し込みを本特約に基づき行うのと同時に「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末本体の購入の申し込みを当社所定の『BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX 2+」対応データ端末機器の割賦販売特約』(以下「割賦販売特約」といいます。)に基づき行い、これにより「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末本体の購入契約が成立した場合において、割賦販売特約第12条第1項に従いその購入契約を解除した場合
- 3 第1項に従い当社が本契約を解除する場合において、その解除の時点において本商品等の契約者への引渡しが完了しているときは、当社は、その本商品等の返還を契約者に要求するか否かを選択することができます。契約者は、当社が返還を要求することを選択した場合は、契約者の費用負担において、かかる解除の日から14日以内に、かかる本商品等を当社所定の方法により当社に返還しなければなりません。
- 4 契約者は、第2項に従い本契約を解除する場合において、その解除時点において本商品等の契約者への引渡しが完了しているときは、かかる解除の日から14日以内に、かかる本商品等を当社に返還しなければなりません。
- 5 当社は、契約者が第3項または第4項に従い本商品等を当社に返還した場合に限り、当社が本商品等の代金を既に受領しているときは、当社所定の期日および方法に従い、これを契約者に返金します。ただし、契約者が「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末のオプション商品のみを本契約に基づき購入し、「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末本体については、そのオプション商品の購入の申し込みと同時に割賦販売特約に基づき行った申し込みにより購入している場合は、「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末本体と併せて当社に返還した場合に限り、かかる返金を行います。また、当社は、返還された本商品等の状態によっては、かかる返金をしないことがあります。
- 6 第3項において当社が本商品等の返還を契約者に要求しないことを選択した場合、または、契約者が第3項または第4項に従い本商品等を当社に返還しなかった場合、当社は、本商品等の代金の支払を契約者に請求することができます。契約者は、かかる請求を受けた場合、当社所定の期日および方法に従い、これを当社に支払わなければなりません。

第12条の2(本契約の自動終了)

契約者が、本商品等の購入申し込みと同時に対象サービス特約に基づき行った申し込みにより成立した対象サービスの利用に係る契約について、初期契約解除(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3第1項に基づく契約の解除をいいます。以下同じとします。)を行った場合(ただし、その契約者が本契約により購入する本商品等が「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末のオプション商品のみであり、「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末の本体を含まない場合を除く。)は、かかる初期契約解除と同時に本契約も自動的に終了します。

- 2 契約者は、前項により本契約が終了した場合、当社から納入された全ての本件商品等(「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末の本体およびそのオプション商品の両方を購入している場合は、これら全てを含みます。)を同一の梱包にて当社所定の方法により、前項の初期契約解除が可能な期間の満了日を初日とする14日間の期間が経過するまでに、当社に返還しなければなりません。
- 3 第1項に基づき本契約が終了し、かつ、契約者が当社から納入された本件商品等を前項の定めに従い返還した場合において、当社が契約者から本商品等の代金を既に受領しているときは、当社は、当社所定の期日および方法に従い、これを契約者に返金します。ただし、当社は、返還された本商品等の状態によっては、かかる返金をしないことがあります。
- 4 第1項に基づき本契約が終了し、かつ、契約者が当社から納入された本件商品等を第2項の定めに従い返還しなかった場合、当社は、かかる終了にかかわらず、契約者に対して本商品等の代金と同額の金銭の支払を請求することができます。契約者は、かかる請求があった場合、当社所定の支払期日および支払方法に従い、かかる支払をしなければなりません。
- 5 契約者が、本商品等の購入申し込みと同時に対象サービス特約に基づき行った申し込みにより成立した対象サービスの利用に係る契約を初期契約解除した場合において、本契約により購入した本商品等が「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末のオプ

ション商品のみであり、かつ、「BIGLOBE WiMAX 2+」データ端末の本体について、かかる対象サービス特約に基づく申し込みと同時に当社所定の『BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX 2+」対応データ端末機器の割賦販売特約』（以下「割賦販売特約」といいます。）に基づく購入の申し込みをしていたときは、契約者が割賦販売特約の第 12 条の 2（本契約の自動終了）第 2 項に従い当社に返還する本体と同一の梱包にてそのオプション商品を当社に返還することをもって、契約者は、本契約を解除することができます。当社は、かかる返還があった場合に限り、当社所定の期日および方法に従い、契約者が本契約により購入した本商品等の代金を契約者に返金します。なお、契約者がオプション商品のかかる返還をしない場合は、かかる初期契約解除の有無にかかわらず、本特約に基づき本商品等の代金を当社に支払う必要があります。

第 13 条(個人情報の取り扱い)

契約者が本商品等の購入の申し込みに際して本サイト等へ入力した、その他当社に申告した個人情報その他の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社は、その契約者の同意なく、第三者に対し開示または漏洩しません。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合または法令の定めに従い開示する場合には、この限りではありません。

- 2 契約者は、当社が、適切な保護措置を講じた上で収集した個人情報（登録情報を含みます。以下同じ。）のうち、次の(1)乃至(10)の各号に定めるものを、これら各号に定めるその利用の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意します。
 - (1) 契約者が本サイト等の利用に伴い必要となる個人認証、運用業務、および本サイト等の内容の説明、変更もしくは中止または本サイト等の廃止に係る通知をするため、氏名、電子メールアドレス、住所等を利用すること
 - (2) 契約者が請求または購入した資料、試供品、景品および本商品等の配送その他の本商品等の販売をするため、氏名、電子メールアドレス、住所等を利用すること
 - (3) 契約者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応または連絡をするため、氏名、電子メールアドレス、住所等を利用すること
 - (4) 当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等の品質向上等を図るためのアンケート調査等を行い、その集計および分析等を行うため、電子メールアドレス、電話番号、住所、性別、生年月日、年齢、購入商品情報、趣味・嗜好その他の属性に係る情報、およびかかるアンケート調査等の結果得られた情報等を利用すること
 - (5) 当社または当社の提携先等第三者の商品、サービス等または広告、宣伝その他の情報の内容を契約者毎にカスタマイズする等これらを改良・向上させるため、電子メールアドレス、住所、性別、生年月日、Web サイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況、通信履歴、および本サイト等、本商品等その他当社が提供するサービスまたは商品の利用に係る情報等を個別に告知を行うことなく収集するとともに、これらを契約者の個人情報その他当社が知り得た情報等と関連付けて利用すること
 - (6) 前 2 号に定める当社の提携先等第三者による商品またはサービス等の改良、企画開発またはマーケティング活動のため、前 2 号により得られた情報等を、契約者を識別または特定することができない態様にて、かかる当社の提携先等第三者に開示または提供すること
 - (7) 契約者が購入した商品または権利等の代金もしくは料金の支払いに関連して、本人確認またはクレジットカード情報の照合をする目的で、その契約者が代金決済に使用するそのクレジットカードの番号、パスワード、有効期限および氏名等の情報を暗号化等の必要な機密保持処置を講じたうえで、そのクレジットカードを発行した会社にて開示または提供すること
 - (8) 機器保証履行者または機器保証履行者に代わり第 11 条第 4 項所定の保証の提供の要求を受け付ける者（併せて以下「機器保証履行者等」といいます。）において、かかる保証を要求する者が契約者であることの本人確認を行うことを可能とするため、契約者の氏名、生年月日、住所等を予め機器保証履行者等に提供しておくこと
 - (9) その他任意に契約者の同意を得た利用目的のため、その契約者の個人情報を利用すること
 - (10) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令の定めに従い契約者の個人情報を開示するため、その契約者の個人情報を利用すること
- 3 当社は、前項の場合において、契約者の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、その契約者の個人情報の取り扱いを委託することができます。
- 4 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、その請求の範囲内で情報を開示することがあります。

第 14 条(不正注文について)

当社は、本商品等の購入の申し込みに関して、本商品等の配送がなされたかどうかにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為があったと推定した場合において、本人確認のためにその申し込みの支払いに係るクレジットカードの名義人およびそのクレジットカードの発行会社に対して、注文情報を開示いたします。また、かかる注文行為が本人によるものでないと確認したときには、かかる注文に係る売買契約を無効とします。

第 15 条(免 責)

当社は、本サイト等の利用および本サイト等において販売される本商品等に関連して契約者その他第三者が被る損害、損失、不利益について、この特約に定める他、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、一切責任を負いません。

第 16 条(著作権等)

契約者は、本サイト等を利用することにより得られる情報を、当社およびかかる情報に関し正当な権限を有する者の事前の承諾なく、契約者の私的利用以外の目的で複製、公衆送信、出版、配布、放送その他方法のいかんを問わず自ら利用せず、および、第三者による利用に供してはなりません。

第 17 条(法令等の遵守)

契約者は、本サイト等において購入した本商品等に関して、全ての関連法規、規則および命令等(日本国の外国為替及び外国貿易法を含みますが、これに限りません。)を遵守しなければなりません。

第 18 条(準拠法および合意管轄)

この特約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されます。

- 2 本サイト等の利用に関連して契約者と当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この特約は、平成 28 年 5 月 17 日から実施します。